

## 鹿 児 島 県 公 報

平成30年 8 月 24 日（金）第3445号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 保安林の指定の解除（2件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 救急病院等の認定（2件）（保健医療福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）（障害福祉課取扱い） 2
- 団体営土地改良事業の計画の変更に係る認可申請を相当とする決定（農地整備課取扱い） 4
- 県営土地改良事業の換地計画の決定（農地整備課取扱い） 4
- 公共測量の実施（監理課取扱い） 5
- 道路の位置指定（大隅地域振興局取扱い） 5

## 公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（商工政策課取扱い） 5
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（商工政策課取扱い） 7
- 開発行為に関する工事の完了公告（2件）（建築課取扱い） 8

## 告 示

## 鹿児島県告示第844号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成30年 8 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
霧島市横川町中ノ字城山447番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第845号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成30年 8 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
霧島市横川町中ノ字城山447番33（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第846号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成30年8月24日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
公立種子島病院	熊毛郡南種子町中之上1700番地22

2 認定の有効期限

平成33年8月11日

**鹿児島県告示第847号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成30年8月24日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
森園病院	薩摩川内市大小路町19番38号

2 認定の有効期限

平成33年8月15日

**鹿児島県告示第848号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年8月24日

鹿児島県知事 三反園訓

病 院 又 は 診 療 所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
盛満医院	鹿児島市川上町3444番地1	平成30年 8月1日	精神通院医療
医療法人三心会西田病院	指宿市十二町2105番地1	平成30年 8月1日	精神通院医療
指宿竹元病院	指宿市東方7531番地	平成30年 8月1日	精神通院医療
指宿脳神経外科	指宿市東方8714番地21	平成30年 8月1日	精神通院医療
赤崎病院	指宿市開聞仙田2307	平成30年 8月1日	精神通院医療
独立行政法人国立病院機構指宿医療センター	指宿市十二町4145	平成30年 8月1日	精神通院医療
ウエルフェア九州病院	枕崎市白沢北町191番地	平成30年 8月1日	精神通院医療
枕崎こどもクリニック	枕崎市松之尾町15番	平成30年	精神通院医療

		8 月 1 日	
医療法人和風会加世田病院	南さつま市加世田唐仁原1181番地	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
医療法人尚人会阿多病院	南さつま市金峰町花瀬1929	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
南九州さくら病院	南九州市知覧町永里2082番地	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
こだま病院	南九州市川辺町田部田3525	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
川辺生協病院	南九州市川辺町両添大正田1118番地	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
菊野病院	南九州市川辺町平山3815番地	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
ゆのもと記念病院	日置市東市来町湯田3614	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
医療法人向陽会伊集院病院	日置市伊集院町徳重三丁目1番地1	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
医療法人健誠会湯田内科病院	日置市東市来町湯田2994	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
鹿児島こども病院	日置市伊集院町妙円寺二丁目2000番669	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
えんでん内科クリニック	いちき串木野市東塩田町35番地	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
いちき串木野市医師会立脳神経外科センター	いちき串木野市生福5391番地3	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
医療法人静和会みなと病院	いちき串木野市湊町一丁目208番地	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
京町内科・脳神経クリニック	いちき串木野市京町43番地	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第849号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年 8 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
そうごう薬局市役所通店	鹿児島市山下町12番36	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
とまと薬局市立病院前店	鹿児島市上荒田町25-19	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
イブスキ薬局	指宿市大牟礼1-1-16	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
みさき薬局	枕崎市住吉町45番地1	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
べっぷ薬局	枕崎市白沢北町180番地	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
ハラダ薬局	南さつま市加世田本町17-1 大東ビル102	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
ばんせい薬局	南さつま市加世田唐仁原6026	平成30年	精神通院医療

	番地	8 月 1 日	
海浜薬局	南さつま市加世田高橋1952番地 2	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
さつき薬局	南さつま市加世田本町 7 番地 2	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
坊津薬局	南さつま市坊津町泊26番 2	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
ナカムラ調剤薬局	南九州市知覧町郡4857-41	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
しんまち薬局	南九州市川辺町田部田3968番地 1	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
川辺調剤薬局	南九州市川辺町両添大正田1209番地 1	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
有限会社湯之元駅前調剤薬局	日置市東市来町湯田3610番地 5	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
みやび薬局	日置市東市来町湯田2992番地	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
とも調剤薬局	日置市吹上町湯之浦2351番地	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
ハロー薬局	いちき串木野市春日町81番地	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
すこやか調剤薬局坂下店	いちき串木野市生福5419番地 2	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
アクア薬局	いちき串木野市京町42番地 3	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
はらだ薬局上川内店	薩摩川内市御陵下町3144番地 1	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療
肝付やぶさめ薬局	肝属郡肝付町前田858番地 3	平成30年 8 月 1 日	精神通院医療

**鹿児島県告示第850号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、徳之島用水土地改良区が行う土地改良事業（維持管理）の計画の変更に係る認可申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成30年 8 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成30年 8 月 27 日から同年 9 月 25 日まで
- 3 縦覧場所  
徳之島町役場耕地課  
天城町役場農地整備課  
伊仙町役場耕地課

**鹿児島県告示第851号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）外俣地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧

に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年 8 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成30年 8 月 27 日から同年 9 月 25 日まで
- 3 縦覧場所  
和泊町役場耕地課

#### 鹿児島県告示第852号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、指宿市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 8 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（写真測量：数値地形図データファイルの更新）
- 2 作業の期間 平成30年 8 月 1 日から平成31年 3 月 8 日まで
- 3 作業の地域 指宿市

#### 大隅地域振興局告示第25号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年 8 月 24 日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成30年 7 月 9 日	志布志市志布志町志布志三丁目3番5号 株式会社南九州不動産 代表取締役 宮田清一郎	志布志市志布志町志布志字前之堀1014番4	100.60	4.35～4.43
平成30年 8 月 2 日	鹿屋市旭原町3592番地38 有限会社一里山不動産 代表取締役 福山敏昭	曾於郡大崎町假宿字丸尾2244番9	45.05	4.20 6.09

## 公 告

#### 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成30年8月24日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成30年8月24日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年8月24日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンキュー加世田店  
南さつま市加世田地頭所町28番地3 外3筆
- 2 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
    - ア 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦  
鹿児島市南栄三丁目14番地
    - イ 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎  
鹿児島市南栄三丁目14番地
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
    - ア (ア) 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦  
鹿児島市南栄三丁目14番地 外2社
    - (イ) 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦  
鹿児島市南栄三丁目14番地 外2社  
株式会社セリア 代表取締役 河合映治  
岐阜県大垣市外濑二丁目38番地
    - イ (ア) 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦  
鹿児島市南栄三丁目14番地 外2社  
株式会社セリア 代表取締役 河合映治  
岐阜県大垣市外濑二丁目38番地
    - (イ) 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎  
鹿児島市南栄三丁目14番地 外2社  
株式会社セリア 代表取締役 河合映治  
岐阜県大垣市外濑二丁目38番地
  - (3) 駐車場の位置及び収容台数
    - ア (ア) 変更前 第1駐車場 建物北側 25台  
第2駐車場 建物敷地西側隔地 132台  
第3駐車場 建物屋上 120台
    - (イ) 変更後 第1駐車場 建物北側 25台  
第2駐車場 建物敷地西側隔地 127台  
第3駐車場 建物屋上 125台
    - イ (ア) 変更前 第1駐車場 建物北側 25台  
第2駐車場 建物敷地西側隔地 127台  
第3駐車場 建物屋上 125台
    - (イ) 変更後 敷地内 200台
  - (4) 駐輪場の位置及び収容台数
    - ア 変更前 第1駐輪場 建物北側 24台  
第2駐輪場 建物東側 32台
    - イ 変更後 建物北側 24台
  - (5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ア (ア) 変更前 第1駐車場 2箇所 建物敷地東側及び西側  
第2, 3駐車場 2箇所 建物敷地西側隔地駐車場東側
    - (イ) 変更後 第1駐車場 2箇所 建物敷地東側及び西側  
第2, 3駐車場 4箇所 建物敷地西側隔地駐車場東側

- イ (ア) 変更前 第1駐車場 2箇所 建物敷地東側及び西側  
第2, 3駐車場 4箇所 建物敷地西側隔地駐車場東側  
(イ) 変更後 3箇所 建物敷地東側及び西側

## 3 変更年月日

- (1) 2の(1)及び(2)のイ 平成30年5月16日  
(2) 2の(2)のア 平成29年8月26日  
(3) 2の(3)のア及び(5)のア 平成30年12月1日  
(4) 2の(3)のイ, (4)及び(5)のイ 平成31年3月1日

## 4 届出年月日

平成30年7月18日

.....  
大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成30年8月24日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成30年8月24日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
中央町19・20番街区第一種市街地再開発事業施設建築物  
鹿児島市中央町19番40
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第5条第1項の規定による新設に関する届出  
平成30年3月29日
- 3 意見の概要
  - (1) 交通関係について  
従業員や店舗利用者に対し、公共交通を周知するとともに、その利用を促すよう努めること。
  - (2) 環境保全について  
ア 次の事項を検討し、環境保全・公害防止のための対策をとること。  
(ア) 鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設（圧縮機）を有する事業所であることから、設置工事の30日前までに届出を行い、規制基準を遵守すること。なお、設置の際には付近の状況に配慮し、適切な設置場所を選定すること。  
(イ) 自動車の駐車のために供する面積が500㎡以上であるので、鹿児島市環境保全条例に基づき、看板、書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。  
(ウ) 排水について、下水処理区域内に位置することから、公共下水道に接続を行うこと。  
(エ) 配送車等の通行は経路、時間帯を考慮し、騒音、振動等で周辺事業所、住民に迷惑をかけないこと。  
(オ) 店舗周辺住民等から騒音、振動などに関する苦情の申し立てがあったときは、誠意をもって対処すること。
  - イ 古紙類や産業廃棄物については、鹿児島市で処理を行わないため、許可を有した業者で適正に処理を行うこと。
  - ウ 一般廃棄物と産業廃棄物の区分、分別の徹底を行い、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬、処分の委託にあたっては、それぞれの収集運搬業、処分業の許可を取得しているか、また委託する廃棄物が事業範囲に含まれているか確認をして委託すること。
  - エ 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する場合（月平均500kg以上）は、一般廃棄物の減量に関する計画を作成すること。
- (3) 都市計画について  
当該地は、都市計画において「商業地域」、「防火地域」、「高度利用地区（中央町19・20番街区地区）」、「市街地再開発事業（中央町19・20番街区地区）施行区域」、「駐

車場整備地区」, 「都市計画通路(鹿児島中央駅東口連絡通路, 一番街通り)」に指定されている。

また, 立地適正化計画において, 「居住誘導区域内」, 「都市機能誘導区域内(中心市街地(広域商業高度集積ゾーン))」となっている。

建築物の建築に際しては, 関係法令等を遵守すること。

(4) 都市景観について

ア 平成30年 2 月 9 日付第29-122号の景観計画区域内行為届出書に係る届出の内容を確実に履行するとともに, 本市景観計画に定めた景観形成基準を遵守すること。

イ 屋外広告物を掲出する場合には, 本市屋外広告物条例を遵守し, 許可を受ける必要がある場合には遅滞なく所定の手続きを行うこと。

(5) 駐車・駐輪場について

ア 路外駐車場の設置にあたっては, 駐車場法第11条及び第12条に該当する場合は必要な手続きを行うこと。

イ 自転車等駐車場の設置については, 平成30年 1 月 12 日道管第1270-2号「自転車等駐車場設置届書の受理について」のとおりとし, 下記の事項を付け加えるものとする。

(㊦) 駐輪場には施錠バーを設置するなど, 盗難防止対策に努めること。

(イ) 駐輪場については, 防護柵, 車止め等を設置するなど, 利用者の安全性の確保を図ること。

(ウ) 利用車両が収容できない場合には, 別途確保すること。

(6) その他: 安心安全への配慮等について

ア 所有し, 占有し, 又は管理する土地, 建物, 工作物その他資機材等について, 地域住民等の安全に十分配慮し, 適正に管理するとともに, 工事中においても防災対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

イ 所有し, 占有し, 又は管理する土地, 建物, 工作物その他資機材等について, 地域住民等の安全に十分配慮し, 適正に管理するとともに, 安全確保のために必要な措置を講ずること。また, 従業員に, 安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を習得させるよう努めること。

ウ 工事中において, 周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など, 交通安全対策に万全を期するとともに, 防犯, 騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は, 完了した。

平成30年 8 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

出水市黄金町562番, 563番, 564番, 565番, 566番, 567番, 568番, 569番, 570番, 571番及び572番 1

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

福岡市東区多の津一丁目12番 2 号

株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 檜木野仁司

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は, 完了した。

平成30年 8 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（1工区）

垂水市浜平字中村2035番8の一部，2035番11の一部，2036番5の一部，2036番6の一部，2036番7の一部，2056番2，2057番3，2058番1，2058番2，2058番3，2058番6，2059番1の一部，2059番2，2059番3，2064番3の一部，2064番4の一部，2064番5の一部及び2057番3地先海岸の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

垂水市上町114番地

垂水市土地開発公社

理事長 尾脇雅弥